明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|---|---|
| 三　利子補給金の額<br>四　支給予定期日<br>五　その他必要な事項<br>2　機構は、前項第二号又は第五号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。<br>3　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議するものとする。 | |
| （機構の行う会社の土地の取得の認可）<br>**第七条**　機構は、法附則第七条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。<br>一　取得先<br>二　取得しようとする土地の所在地及び面積<br>三　前号の土地が、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものであることを証する事項<br>四　取得の対価の額<br>五　前号の対価の支払の時期<br>六　取得予定期日<br>七　その他必要な事項 | （新設） |
| （特例業務勘定から建設勘定への繰入金の精算）<br>**第八条**　機構は、法附則第八条第一項又は第三項の規定により法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定（以下この条において単に「建設勘定」という。）に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。 | （特例業務勘定から建設勘定への繰入金の精算）<br>**第六条**　機構は、法附則第六条第一項又は第三項の規定により法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定（以下この条において単に「建設勘定」という。）に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。 |
| （旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則の一部改正）<br>**第二条**　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。<br>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 | |
| 改　正　後 | 改　正　前 |
| （経営安定基金の取崩しの承認の申請）<br>**第十二条**　法第一条第一項に規定する旅客会社は、法第十二条第三項ただし書の規定により経営安定基金の取崩しの承認を受けようとするときは、経営安定基金の取崩しの金額及び期日並びにその理由を記載した申請書に当該旅客会社の純資産額が資本金、準備金及び経営安定基金の総額に満たなくなつたことを示す書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 | （経営安定基金の取崩しの承認の申請）<br>**第十二条**　法第一条第一項に規定する旅客会社は、法第十二条第三項ただし書の規定により経営安定基金の取崩しの承認を受けようとするときは、経営安定基金の取崩しの金額及び期日並びにその理由を記載した申請書に当該会社の純資産額が資本金、準備金及び経営安定基金の総額に満たなくなつたことを示す書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 |